

# 足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第 2 版

令和 2 年 5 月 2 9 日

足立区新型コロナウイルス対策本部

緊急事態宣言の解除に伴うイベント及び施設利用の再開に際し、次のとおり感染症拡大防止ガイドラインをまとめた。

各イベント主催者及び施設管理者は本基準を参考とし、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

なお、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

## 1 施設利用人数の制限等

施設の再開に際しては、次のことに留意すること。なお人数については、感染拡大状況により変更される。

### (1) 屋内施設

- ア 利用者同士が一定の距離を保つこと
- イ 施設が定める定員がある場合は、入場者はその定員の1/2まで
- ウ イベント開催制限の段階的緩和の目安

時期【移行期間】	収容率	人数上限
6月 1日(月)から	50%以内	50人
6月 8日(月)から	50%以内	100人
6月19日(金)から	50%以内	1,000人

「収容率」と「人数上限」を比較して、小さい方の数値を目安とすること  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長 事務連絡(5月25日)参照  
内容は変更になる場合がある

### (2) 屋外施設

- ア 利用者同士が一定の距離を保つこと
- イ イベント開催制限の段階的緩和の目安

時期【移行期間】	収容率	人数上限
6月 1日(月)から	50%以内	50人
6月 8日(月)から	50%以内	200人
6月19日(金)から	50%以内	1,000人

「収容率」と「人数上限」を比較して、小さい方の数値を目安とすること  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長 事務連絡(5月25日)参照  
内容は変更になる場合がある

### (3) 施設利用者の名簿管理

- ア 施設管理者は施設入場時に名簿を必ず準備し、施設利用者に記入を求めること
- イ 利用団体代表者は利用者名簿を作成し、1カ月程度保管すること

## 2 利用者向け対策

### (1) 入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出する【足立区独自】
- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2m）を空ける。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る  
マスク着用の張り紙を掲出する  
マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る  
施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

### (2) 施設内における対策

- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2m）を確保する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

## 3 従業員向け対策

### (1) 職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

## (2) 営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員が、こまめに手洗いができない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】  
市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 職員間で、できるだけ2mの距離を保てるように配慮する
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

## (3) 更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

## 4 施設環境整備

### (1) レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

### (2) トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

### (3) ごみの廃棄における対策

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する

- ・ ゴミを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

## 5 消毒・清掃について

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のごみと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
  - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
  - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

## 6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

主な取組みは、東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照のこと